

一般財団法人都城市スポーツ協会 種目普及育成費支出要綱

(目的)

第1条 都城市におけるスポーツの振興を図るため、競技種目の普及講習会及びスポーツ教室を開催する事業に対して、一般財団法人都城市スポーツ協会が経費の一部を補助する。

(対象となる事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 種目の普及啓発を図るための講習会、スポーツ教室
 - (2) 種目の競技力向上を図るための講習会、スポーツ教室
- 2 補助の対象となる事業割り当ては、一団体一事業とする。

(対象経費及び金額)

第3条 補助対象経費は、事業に直接係る経費（食料費は除く）とし、補助基準額は、A表とB表の区分による金額を合計した額とし、実際に要した経費と比較していずれか少ないほうの額を支出する。

A表

区分	日 程	金 額 (円)
A	1日	10,000円
B	2日	15,000円
C	3日	20,000円

B表

区分	参加者数	金 額 (円)
A	20名以下	10,000円
B	21～49名	20,000円
C	50～99名	30,000円
D	100名以上	40,000円

(実施上の留意点)

第4条 実施上の留意点は、次のとおりとする。

- (1) 事業は、競技団体主管で行うこと。
- (2) 事業の実施にあたっては、計画書及び予算書を提出すること。
- (3) 事業終了後は、報告書（参加者名簿添付）と決算書を年度末までに提出すること。
- (4) 実施期間は、1日当たり3時間程度を原則とする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。ただし、平成20年度においては、平成20年4月1日から適用する。

- 1 平成26年7月1日一部改正。
- 2 令和3年4月1日一部改正（名称変更）